

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	障害福祉サービス請求内容チェックシステム（オクトパスVer.4）	
発 注 課	保健福祉局 障がい保健福祉部 障がい福祉課	
選 定 事 業 者	株式会社ニック東京支店（支店長 竹原 達也）	
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）		
<p>現在、障害福祉サービス等に係る介護給付費等の支払事務については、札幌市が請求に関する審査業務を直接行ったうえで、「北海道国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）に支払事務の委託を行っている。</p> <p>国保連では全国共通仕様のシステムで事業者請求に対する審査が行われており、これまで段階的に審査内容の拡充が行われているが、異なる事業所間の同一日利用等のチェックや、実績記録票と明細書の情報を突合したチェックなど、同システムにおいて十分な審査が行われていないものも存在している。</p> <p>札幌市では、国保連の審査により警告が発生した請求のほか、上記の例で挙げた国保連の審査対象外の事項についても、請求情報を確認しているが、月ごとの請求件数は約62,000件あり、毎月の国保連の審査対象外の請求を全て目視で確認することは不可能であるため、専用ソフトウェアを用いて効率的に審査を行っている。</p> <p>本事業者が提供する専用ソフトウェアは、国保連の審査対象外のチェックを多岐にわたって速やかに行うことが可能であり、審査情報を基に各種統計資料の作成や、予算要求時等に必要となるデータの抽出及び集計を行うことも可能である。</p> <p>また、本ソフトウェアは、全国約1,000の市町村で導入されている実績があり、電話での操作説明やシステム勉強会の開催等、ユーザーへのサポート体制についても充実しており、制度改正や自治体のニーズに対応した形で、ソフトウェアの仕様変更も定期的に行われているものである。</p> <p>以上のことから、これらの審査機能や資料作成機能、データ抽出機能などの本市が求める仕様を全て満たしており、かつ自治体へのサポート体制が十分に整備されているものは、本事業者が販売する専用ソフトウェアにおいて他になく、競争入札に適さないと認められる。</p>		
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	
	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領（第48条・第91条）第1項（ ）（ア～キ又はア～オのいずれかを記入）	
決 定 日	令和6年3月14日	